



主 内容

- 2……平成27年消防白書、災害時要援護者支援制度について
- 3～6……議会だより
- 7……2月の二次救急実施病院
- 8……ひまわり

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp 市公式ウェブサイト http://www.city.nabari.lg.jp

■これまで進めてきた空家対策

空家リノベーション支援事業



県外からの移住を目的として、市内の空家住宅または空き建築物の改修工事を実施される場合、予算の範囲内において、移住者に改修費用の3分の1以内(上限100万円)を交付します。

制度開始から今まで、主に関西方面から申込があり、5件に交付決定をしました。

住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業

(実施主体:名張中古住宅流通促進協議会)



空家を改修して再流通させ、若い世代への売却・賃貸化を進める国のモデル事業に、桔梗が丘住宅団地(桔梗が丘西除く)が採択されました。桔梗が丘住宅団地内の空家を流通するためにリフォームする場合、協議会から3分の1以内(上限100万円)が交付されました。

この事業では、9件の実績があります。

空家等対策の推進に関する条例の施行

市は、平成24年に「名張市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空家の適正管理を所有者に対して促していましたが、昨年9月に空家の活用を積極的に推進するとともに、適正に管理いただけない場合には、代執行を含む措置を行うことを明記した条例を新たに施行しました。

空家の有効活用

増えていく空家の課題を解決するために

最近、空家が増えてきたと感じませんが、長年放置された空家は、老朽化すると倒壊の危険があり、地域の景観を損ね、防災、防犯上も問題です。市内では、総住宅数に占める空家などの割合は12.5%、4270戸となっています(平成25年)。少子高齢化や核家族化など社会の変化により、全国的に増えている空家。今号では、市や民間事業者によるこれまでの空家対策の取組を紹介いたします。また、これから本市の取り組みべき方向性を示した「名張市空家等対策計画(素案)」をまとめたので、皆さまからの意見を募集します。

☎ 宮緒住宅室 ☎ 63-7740



■名張市空家等対策計画(素案)

＜計画期間＞ 平成28年度～37年度までの10年間

素案に対する皆様のご意見をください

意見募集期間 1月20日(水)～2月5日(金)

「名張市空家等対策計画」の素案をまとめました。皆様のご意見を募集します。この素案は、市ホームページ、各地区公民館・市民センター、市役所1階案内、2階広報対話室、4階宮緒住宅室でご覧いただけます。

市民の皆さんの意見を反映する

パブリックコメント

条例や市の重要な計画などを素案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された内容を考慮して決定を行う制度です

＜ご意見の提出方法＞

「名張市空家等対策計画(素案)に関する意見」と記入し、素案に対する意見、氏名、住所、電話番号を書いて次のいずれかの方法で送付してください。※ 広報対話室でも受け付けます。

- ◆電子メール ◆ファクス(64-2560)
- ◆郵便(〒518-0492 鴻之台1-1) ◆直接持参

計画の基本方針

市は、空家の活用や危険な空家の除却を推進するとともに、空家の適正管理を促します。また、所有者、事業者、市民、行政が相互連携を図り、若者などが安心して住み、子育てがしやすい住環境の創出とまちづくり活動の促進を目指します。

空家対策の視点

- ▼予防…市民意識の醸成・啓発と新たな空家発生抑制
- ▼利活用…空家の魅力を高め、利活用を積極的に推進
- ▼適正管理…所有者などによる自発的な適正管理、対応強化
- ▼除却…老朽化したものは、所有者に自主的な除却を促す
- ▼跡地活用…除却後に公共的な活用をする場合に支援



実態把握

空家の実態を把握し段階に応じた対策

- ▼空家などの調査
- ▼データベース化

空家の実態把握に関する調査を実施中 2月中旬まで市から委託を受けた調査員が、空家の実態を把握する現地調査を実施しています。調査員は腕に腕章を付けて各地域を巡回しています。ご協力をお願いします。調査について詳しくは、問い合わせ先へ ☎ 宮緒住宅室 ☎ 63-7740

広報なばりは、ポストインで配布しています。発行日の4～5日前から事業者がお届けしています。配布についてのお問い合わせは、名張市シルバー人材センター(☎63-6800)へお願いします。

☎ 広報対話室

☎ 63-7402